

## 選挙管理委員会事務局指名業者選定等委員会要領

### (目的及び設置)

第1条 選挙管理委員会事務局が行う業務の委託及び物件の借入れ等の契約に係る事務並びに電算化業務に係るシステムの選定等に係る事務の公正かつ適正な執行を確保するため、選挙管理委員会事務局指名業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 契約方法の認定及び指名業者の選定に関する事。
- (2) システムの選定及び仕様の検討に関する事。
- (3) 機種の選定に関する事。
- (4) プロポーザル方式に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

### (委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 選挙部長
- (3) 選挙課長

2 委員会に委員長を置き、委員長には事務局長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、選挙部長がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(持回り審議)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面による持回り審議により会議の開催に代えることができる。この場合、委員の過半数の承認をもって議決が決したものとみなし、可否同数のときは委員長の決するところをもって議事が決したものとみなす。

- (1) 緊急を要する等やむを得ない事情により会議を招集できない場合
- (2) 不落随契により契約を締結しようとする場合
- (3) 次のいずれにも該当する場合

ア 各種選挙の執行において契約する委託、賃貸借等の業務について、当該選挙の選挙期日が年度末又は年度初めに近接していることにより、一連の業務を2つの年度にまたがって行う必要がある場合

イ 債務負担行為の設定を要しない場合又は長期継続契約以外の場合であって、実施する業務の内容に応じて、仕様書を1年次目と2年次目に分割し、それぞれの年度において契約を締結する必要があるとき。

ウ 1年次目の契約に当たり一般競争入札、指名競争入札又は見積合わせを実施し契約を締結した場合であって、当該契約を締結した業者と2年次目に特命随意契約を締結するとき。

- (4) その他委員長が必要と認める場合

(委員会の対象とする契約の範囲)

第6条 委員会において審議の対象とする契約は、次のとおりとする。ただ

し、一般競争入札により契約の相手方を選定するとき及びシステムの選定並びに仕様の検討をしようとするときは、この限りではない。

(1) 委託契約で、予定価格が1件2,000,000円を超えるもの及び1件2,000,000円以下の特命随意契約

(2) 賃貸借契約で、予定価格が1件1,500,000円を超えるもの及び1件1,500,000円以下の特命随意契約（再リース契約を除く。）

(3) 予定価格が1件2,000,000円を超える前各号に掲げるもの以外の契約

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(指名業者の選定)

第8条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態

(2) 過去の本市における契約履行に係る成績の良否

(3) 契約履行に必要な人員、資材等の保有状況

(4) その他必要な事項

2 前項により選定する業者数は5社以上とする。ただし、当該契約の内容等により特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

(システム等の選定)

第9条 委員会は、システムの選定及び仕様の検討並びに機種を選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 業者からの提案書等の分析評価に関すること。

(2) 入札仕様の公平性・透明性の審査に関すること。

(3) その他選定等に関し必要な事項に関すること。

(選定等依頼書等の提出)

第10条 主管課長は、契約方法の認定及び指名業者の選定を必要とするときは選定等依頼書（様式第1号）を、システムの選定及び仕様の検討並びに機種を選定を必要とするときは選定等依頼書（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、主管課長は、第5条の規定により書面による持回り審議を行おうとするときは、選定等依頼書（様式第1号）に、指名選定持回り議決書（様式第5号）を添付の上、第3条第1項各号に掲げる全ての委員に承認又は非承認の決裁を受けるものとし、全ての委員の決裁終了後に当該資料一式を委員長に提出するものとする。

(選定等結果の通知)

第11条 委員長は、選定等の結果を契約方法の認定及び指名業者の選定にあつては選定等結果通知書（様式第3号）、システムの選定及び仕様の検討並びに機種を選定にあつては選定等結果通知書（様式第4号）により主管課長に通知するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、選挙課管理係において行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年6月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 選挙管理委員会事務局指名業者選定委員会要領（平成10年5月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。